

令和6年2月定例会 総務委員会（事前）

令和6年2月9日（金）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

眞貝委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。（13時26分）

これより経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（提出予定議案、当初予算案の概要、補正予算案の概要、説明資料、説明資料（その2）、資料1）

- 議案第1号 令和6年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 令和6年度徳島県用度・給与集中管理特別会計予算
- 議案第16号 令和6年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第17号 令和6年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第27号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 徳島県特別会計設置条例の一部改正について
- 議案第59号 包括外部監査契約について
- 議案第61号 令和5年度徳島県一般会計補正予算（第8号）
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 自動車税種別割の課税誤りと還付について（資料2）
- 職員の不祥事案について
- 徳島県収入証紙制度に関する意見聴取について（資料3）

島田経営戦略部副部長

はじめに、提出予定案件の全体状況について御説明いたします。

令和6年2月徳島県議会定例会提出予定議案を御覧ください。

今回提出いたします案件は、議案62件及び報告3件でございます。

その内訳は、予算案が第1号から第23号及び第61号の24件、条例案が第24号から第49号及び第62号の27件、負担金議案が第50号から第52号の3件、契約議案が第53号から第54号の2件、その他の議案が第55号から第60号までの6件、報告につきましては、第1号から第3号の3件となっております。

このうち、経営戦略部・監察局・出納局所管分は、予算案が第1号から第2号、第16号から第17号及び第61号の5件、条例案が第27号から第29号の3件、その他の議案が第59号の1件、報告につきましては第1号の1件でございます。

それぞれの詳細につきましては、後ほど別の資料にて御説明いたします。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中ではございますが、年度最終整理予算としての令和5年度2月補正予算案について2月21日予定の一般質問の日に提出させていただきたいと考えております。

また、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正、県税条例の一部改正及び徳島新未来創生総合計画の策定について、閉会日に提出できるよう鋭意作業を進めているところであり、監査委員、収用委員会委員に係る人事案件につきましても、閉会日の追加提出を予定いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、各議案について説明いたします。

第1号から第23号の令和6年度当初予算案については、資料の令和6年度当初予算案の概要を御覧ください。

1 ページに記載のとおり、令和6年度当初予算の一般会計予算の総額は、A欄のとおり5,001億8,900万円となり、B欄の前年度通年予算に対して97.0%となっております。

また、コロナ関係予算を除く前年度通年予算の一般会計予算の総額は、C欄のとおり4,956億7,285万6,000円となり、これに対しては100.9%となっております。

2 ページを御覧ください。

当初予算における歳入の款別内訳につきまして、主なものを御説明申し上げます。

01の県税につきましては、本県における輸入取引に課される貨物割の減により、地方消費税が減となるほか、個人県民税の定額減税による減などにより、前年度比3.0%減の815億円を計上しております。

04の地方特例交付金につきましては、個人県民税の定額減税による減収補填に伴う増などにより、前年度比484.8%増の19億3,000万円を計上しております。

05の地方交付税につきましては、地方財政対策の伸び率などを勘案し、前年度比2.0%増の1,525億円を計上しております。

09の国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の減などにより、前年度比18.1%減の624億7,600万円を計上しております。

12の繰入金につきましては、中小企業雇用対策事業特別会計の廃止と一般会計での実施に伴う中小企業雇用対策事業特別会計繰入金の減などにより、前年度比68.2%減の281億7,700万円を計上しております。

次に、3 ページを御覧ください。

歳出の款別内訳であります。その主なものを御説明申し上げます。

02の総務費につきましては、職員の定年の段階的な引上げの影響による退職手当の増などにより、前年度比3.8%増の276億6,800万円を計上しております。

04の衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症入院患者のための病床確保事業の減などにより、前年度比32.4%減の272億5,600万円を計上しております。

05の労働費につきましては、中小企業雇用対策事業特別会計の廃止に伴う中小企業雇用対策事業特別会計への繰出金の減などにより、前年度比25.0%減の32億4,700万円を計上しております。

08の土木費につきましては、国直轄事業負担金、大鳴門橋自転車道設置事業の増などにより、前年度比3.1%増の520億円を計上しております。

14の予備費につきましては、令和6年能登半島地震における被災地支援への迅速な対応や様々な危機事象への対応力強化のため、前年度比100.0%増の3億円を計上しております。

続きまして、4ページを御覧ください。

性質別歳出の内訳でございます。

人件費につきましては、職員の定年の段階的な引上げの影響による退職手当の増などにより、前年度比6.2%の増となっております。

負担金、補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症入院患者のための病床確保事業、地方消費税清算金の減などにより、前年度比15.5%の減となっております。

出資金、貸付金につきましては、中小企業雇用対策事業特別会計の廃止に伴う中小企業雇用対策推進費造成資金貸付金及び中小企業振興資金貸付金の一般会計への計上などにより、前年度比780.3%の増となっております。

その他行政費につきましては、新型コロナウイルス感染症軽症者等の療養体制確保事業の減などにより、前年度比24.7%の減となっております。

資料5ページには、特別会計の状況について、6ページには、公営企業会計の状況について、それぞれ記載しております。

次に、第61号の令和5年度2月補正予算案については、令和5年度2月補正予算案の概要を御覧ください。

1ページに記載のとおり、令和6年能登半島地震の被災地支援のほか、道路の維持補修、国の総合経済対策に呼応する施策について、令和6年度当初予算と一体の予算として編成したものであります。補正予算の規模といたしましては、下ほどの3に記載のとおり49億6,935万3,000円となっております。

2ページを御覧ください。

今回の補正に係る歳入であります。上段（1）に記載のとおり、地方交付税、国庫支出金及び繰入金から県債におきまして補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、下段（2）に記載のとおり、総務費から衛生費及び農林水産業費から教育費におきまして補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりであります。

なお、今回の2月補正予算案につきましては、迅速かつ円滑な事業実施により、効果の早期発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

提出予定案件の全体状況につきましては以上でございます。

次に、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきましては、その概要を説明申し上げます。

はじめに、総務委員会説明資料により御説明いたします。

3ページを御覧ください。

令和6年度の経営戦略部等主要施策の概要につきまして14点でまとめてございます。

1点目は未来につなげる広報広聴の推進でございます。

即時性の高いSNSやインターネットを活用するとともに、新聞やテレビ、広報紙などのメディアミックスにより、あらゆる世代に効果的かつきめ細やかな情報発信を戦略的

に行ってまいります。

2点目は私立学校の振興についてでございます。

全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができる環境を構築するため、家庭における教育費の負担軽減を図るとともに、魅力ある学校づくりに向けた取組や運営費に対して助成を行うことにより、私立学校の振興に努めてまいります。

3点目は組織執行力の確保についてでございます。

組織執行力の維持・向上を図るため、戦略的な定数管理を行うとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。

また、適正な人事管理に努めるとともに、キャリア形成のための職員研修の充実を図り、戦略的な人財の育成に取り組んでまいります。

4点目は職員のメンタルヘルス対策の推進についてでございます。

職員が心身共に健康で安心して働くことのできる職場づくりを推進するとともに、病気休暇、休職中の職員の円滑な職場復帰を支援するため、メンタルヘルス相談や研修、ストレスチェック等を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

5点目は新時代の政策形成と持続可能な財政運営の推進についてでございます。

令和6年度当初予算は、未来に引き継げる徳島の実現に向け、本県の安心度、魅力度、透明度の向上を図るため、能登半島地震の被災地支援をはじめ、スピード感を持って対応すべき施策を盛り込んだ2月補正予算と一体的に編成し、新次元の政策形成に取り組んでまいります。また、新たな歳入確保や徹底した既存事業の見直しにより、持続可能な財政運営との両立を推進してまいります。

4ページを御覧ください。

6点目は公民連携による資産活用力の向上及び県有財産の活用・長寿命化の推進についてでございます。

P P P / P F I 事業への県内企業の積極的参画を促進するため、県内企業や県、市町村等で構成するプラットフォームを活用し、実務知識習得や企画・立案スキルの更なる向上を図ってまいります。

また、徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化対策をはじめとする長く、賢く使う最適化対策を推進することとしており、合同庁舎等の改修を実施してまいります。

7点目は県税収入の確保についてでございます。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、県と市町村の税務職員の相互併任等、市町村への各種徴収支援を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

8点目は県庁D Xの推進及び情報セキュリティの確保についてでございます。

行政運営の効率化と県民サービスの向上を図るため、県庁D Xの推進による業務改革を加速させ、デジタル技術を活用したD X時代の新しい働き方を実現してまいります。

また、庁内の情報ネットワークや情報システムの機能強化と安定運用に努めるとともに、サイバー攻撃など外部からの脅威に対する強固な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

9点目は効率的総務事務処理の推進についてでございます。

総務事務の集約化メリットが最大限生かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行するとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

5ページを御覧ください。

10点目は職員の職務執行の適正確保、広聴事業の推進及び情報公開制度等の適正な運用についてでございます。

職員の適正な職務執行を確保するため、公益通報制度に基づく調査及び不当要求行為等対策の実施や内部統制制度の適切な運用に努めてまいります。

また、県政に対する県民の理解と信頼を深め、開かれた県政を実現するため、県庁コールセンターの運営やすだちくんテラスを活用した県政情報の発信など、県民広聴事業を推進するとともに、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運用に努めてまいります。

11点目は農林水産関係団体等への厳正な検査の実施についてでございます。

農林水産関係団体をはじめ、公益法人、私立学校及び社会福祉法人等の適正かつ健全な運営を確保するため厳正な検査を実施してまいります。

12点目は適正な法制事務及び文書管理事務の実施についてでございます。

行政の円滑な執行に資するため、条例案等の適正な審査を行うとともに、文書の收受、審査、発送、保存等の文書管理事務を適正に実施してまいります。

13点目は適正な公金管理についてでございます。

歳計現金の運用や未収金対策の強化など、公金の適正な管理、運用に努めるとともに、財務会計システム等の安定運用と機能強化、一般歳入金のキャッシュレス決済運用など、適正かつ効率的な会計事務を推進してまいります。

また、関係機関と連携し、大規模災害発生時における資金の安定供給体制の強化を図ってまいります。

14点目は入札事務の適正な執行及び公共工事の品質確保についてでございます。

入札制度の適正な運用を図り、談合等の不正行為を排除し、公正性、競争性、透明性の確保された入札事務の執行に努めてまいります。

また、公共工事の検査事務の効率化、適正化を図るとともに、^{しゆん}竣工検査等を適切に実施し、公共工事の一層の品質確保に努めてまいります。

続きまして、6ページを御覧ください。

令和6年度一般会計当初予算案につきましては、総額が1,193億2,093万1,000円となっております。

7ページを御覧ください。

令和6年度特別会計当初予算案につきましては、総額が1,325億3,918万8,000円となっております。

恐れ入りますが、資料1、令和6年度当初予算歳出予算総括表を御覧いただきたいと存じます。

前年度当初予算は、いわゆる骨格予算として編成し、新規及び重要事業については、その多くを6月補正予算において対応いたしましたので、令和6年度当初予算案と前年度6月補正後予算を比較した資料でございます。

一般会計におきましては、（ア）一般会計の一番下、6月補正後と比較し、25億8,969万8,000円の減、率にいたしまして2.1%の減となっております。

2ページを御覧ください。

特別会計でございます。

特別会計におきましては、6月補正がありませんでしたので、先ほど御覧いただきました前年度当初予算と同額になります。

（イ）特別会計の一番下、6月補正後と比較し、3億4,024万7,000円の増、率にいたしまして0.3%の増となっております。

お手数ですが、再度、総務委員会説明資料にお戻りください。

課別主要事項について御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報広聴に必要な経費等を計上いたしております。

9ページを御覧ください。

総務課につきましては、県行政の総合的、効率的な推進を図るための連絡調整等に要する経費、また、本県私立学校の振興に資するための経費等を計上いたしております。

10ページを御覧ください。

人事課につきましては、職員の人事管理及び働き方改革に要する経費、また研修に要する経費等を計上いたしております。

11ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施設等の管理に要する経費等を計上いたしております。

12ページを御覧ください。

財政課につきましては12ページから13ページにかけて記載いたしておりますが、一般会計において、各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上しており、特別会計で公債管理特別会計と用度・給与集中管理特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

14ページを御覧ください。

管財課につきましては14ページから15ページに記載いたしておりますが、一般会計において県有財産管理費、万代庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を、特別会計で用度・給与集中管理特別会計について記載のとおり計上いたしております。

16ページを御覧ください。

税務課につきましては16ページから19ページに記載しておりますが、一般会計で県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を、特別会計で証紙収入特別会計について記載のとおり計上いたしております。

県税等の収入見込額につきましては18ページに記載のとおり計上しており、この内訳につきましては、次の19ページのとおりでございます。

20ページを御覧ください。

スマート県庁推進課につきましては、県庁DXの推進及び情報セキュリティの確保に要する経費等を計上いたしております。

21ページを御覧ください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上いたしてお

ります。

22ページを御覧ください。

監察局監察評価課につきましては、監察事務等に要する経費やすだちくんテラスを活用した事業に要する経費等を計上いたしております。

23ページを御覧ください。

監察局法人検査課につきましては、社会福祉法人や農林水産団体等の検査事務に要する経費等を計上いたしております。

24ページを御覧ください。

監察局法制文書課につきましては、文書管理事務や法令審査に要する経費等を計上いたしております。

25ページを御覧ください。

出納局会計課につきましては、一般会計で出納事務執行に要する経費等を、また、特別会計で証紙収入特別会計を記載のとおり計上いたしております。

26ページを御覧ください。

出納局公共入札検査課につきましては、工事検査に要する経費等を計上いたしております。

27ページを御覧ください。

議会事務局・人事委員会事務局・監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する経費等を記載のとおり計上いたしております。

続きまして、28ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

表の2行目、財政課につきましては、本県を含め37の地方公共団体が共同発行市場公募地方債を共同発行することとしておりますが、この発行に当たり、地方財政法に基づき、相互に信用力を補完するため、連帯して債務を負担しようとするものでございます。

また、人事課、税務課、スマート県庁推進課につきましては、それぞれ記載のとおり、限度額の設定をお願いするものでございます。

29ページから30ページにかけては、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、31ページを御覧ください。

その他の議案等といたしまして、条例案が3件ございます。

まず、①徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするなどの必要があるため、所要の整理を行うものであります。

次に、②職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、国立大学法人法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものでございます。

32ページを御覧ください。

③徳島県特別会計設置条例の一部改正につきましては、予算執行の効率化及び透明化を図るため、特別会計の統合及び廃止を行うものであります。

次に、その他議案の④包括外部監査契約につきましては、令和6年度の包括外部監査を弁護士梶野正寛氏に委託する契約についてでございます。

次に、33ページを御覧ください。

専決処分の報告についてでございます。

職員の交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり、2件の報告をさせていただくものであります。

1件目が、板野郡上板町在住の方と賠償金5万600円で和解したものでございます。

事故の内容は、令和5年7月5日に駐車場で県車両がバックした際、相手方所有のポールに接触したものでございます。

2件目が、香川県高松市在住の方と賠償金14万900円で和解したものでございます。

その内容は、令和5年8月23日に河川敷で県車両がバックした際、後方に駐車中の相手車両に接触したものでございます。

県有車両の交通事故は、県行政への信頼を損なうものであることから、職員研修や各種会議等を通じ、注意喚起を行っておりますが、今後とも、職員の安全運転や交通法規の遵守をなお一層徹底し、事故防止に向け、しっかり取り組んでまいります。

続きまして、総務委員会説明資料（その2）を御覧いただきたいと思っております。

令和5年度2月補正予算案でございます。

こちらは、先ほど提出予定議案の全体状況で御説明いたしましたが、開会日での先議をお願いしたい案件でございます。

3ページを御覧ください。

一般会計の補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、表の一番下に記載のとおり、補正前の限度額が557億4,300万円、補正後の限度額が569億5,300万円であり、12億1,000万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、経営戦略部から、2点御報告申し上げます。

はじめに、自動車税種別割の課税誤りと還付について御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。

昨年12月下旬、他県におきまして、自動車税種別割の課税誤りが判明したことを受け、同様の事案の有無について本県でも一斉点検を行ったところ、ロータリー・エンジン車で課税誤りが判明いたしました。

1、概要を御覧ください。

自動車税種別割につきましては、徳島県税条例において税率等を定めておりますところ、ロータリー・エンジン車の税率につきましては、車検証の総排気量に1.5を乗じた数値を課税上の総排気量とするみなし規定が必要となっております。

2、経緯として平成31年度の税制改正によって県税条例を改正する際、令和元年9月30日までに初回新規登録を受けたロータリー・エンジン車に対し、みなし規定が必要でしたが、これが漏れておりました。

現在まで、みなし規定があるものとして、従来の税額を適用していましたが、改正が適正に行われていなかったことから、対象車両の税額が過大となっております。

3、対象者は337人、対象車両は315台であり、還付総額は約530万円でございます。

4、今後の対応といたしましては、早急に対象者に対しまして謝罪文と減額通知書を送りして還付手続を行ってまいります。

加えて、令和6年度以降の課税の適正化に向け、今議会に条例改正案を追加提案できるよう鋭意、作業を進めてまいります。

5、再発防止策としましては、今後は同様の事例が二度と発生することがないように、徹底した確認作業を行うとともに、再発防止に向けた組織的なチェック体制を強化してまいります。

次に、資料はお配りしてございませんが、職員の不祥事案について御報告させていただきます。

去る1月30日、用地対策課の職員が暴行容疑で現行犯逮捕される事案が発生しました。現在、事実確認中であり、判明次第、厳正に対処する方針であります。

また、令和3年度と4年度に河川整備課に在職中、事業者からの申請に関する事務手続を怠り、以後の事務手続を放棄していた職員を、去る1月31日付けで戒告の処分といたしました。

これらの行為は公務員としてあるまじきものであり、断じて許されるものではございません。県及び県職員に対する信頼を大きく損ねる結果となり、深くおわび申し上げます。今後、より一層の職員の綱紀の肅正及び服務規律の確保の徹底を図ってまいりたいと考えております。

この度は大変申し訳ございませんでした。

経営戦略部関係の報告事項は以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

金井会計管理者

続きまして、出納局から徳島県収入証紙制度に関する意見聴取について御報告させていただきます。

資料3を御覧ください。

行政手続のオンライン化が進展する中、収入証紙で納付している手数料等についても、キャッシュレス決済など多様な支払方法が求められております。

このため、収入証紙制度の在り方について、現在、関係者や県民等から意見を聴取しており、その状況を報告させていただきます。

まず、1、去る11月に徳島県収入証紙あり方検討会を開催し、（1）の関係者5名から意見を聴取いたしました。

主な意見は（2）のとおりで、印紙や切手も電子化が進んできている、証紙を別窓口で購入したり、貼り付けることが手間である、証紙の販売側も現物管理の負担が大きい、高齢者などへの対応として現金収納は残すべき、将来的には申請、支払共に電子化すべきなどの意見が出たところであります。

次に、2、去る10月から12月にかけて県民アンケートを実施し、196人から回答を頂いたところです。

この中で、（1）収入証紙での支払については、便利、どちらかというとも便利が合わせて19%、不便、どちらかというとも不便が合わせて67%、また、便利な点は、申請時に現金支払が不要、郵送で申請可能、不便な点は、購入場所や時間が限られる、申請と別窓口で購入する必要があるなどとなっております。

（2）収入証紙の廃止については、証紙がよい18%に対し、証紙を廃止し、別方法を検討したほうがよいが67%となっております。

（3）収入証紙に代わる支払方法としては、電子申請によるオンライン支払が36%と最も多く、以下、申請窓口でのクレジットカードや電子マネーでの支払、申請窓口での現金支払などとなっております。

3、今後の予定につきましては、今月28日に第2回の収入証紙あり方検討会を開催し、県民アンケート結果を踏まえ、再度、意見を聴取するとともに、議会の御論議も踏まえ、今年度中にも、収入証紙の在り方について方向性を決定したいと考えております。

出納局関係の報告事項は以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

眞貝委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

井下委員

私から職員の不祥事についてお伺いたします。

先ほどもございましたが、去年の年末ぐらいから少し不祥事の件数が多いように思うのです。

まず、件数について例年に比べてどんなものなのかというのを教えてください。

高崎経営戦略部次長

ただいま井下委員より、最近多い不祥事案の件数について御質問を頂いたところでございます。

不祥事の根絶に向けまして全庁挙げて取り組んでいる中でございますので、1件だったらいいということではございませんが、近年におきましても毎年度1件から2件発生していたという状況がございます。

しかしながら、令和5年度に入りましてからは、現時点で3件の懲戒処分を実施したところでございます。加えまして、現在職員が暴行容疑で現行犯逮捕される事案が発生しているという状況でございます。

井下委員

件数の問題ではないとは思いますが、先ほどの報告の中にもあったみたいに、2年前に起こっていることが今になって分かったということで、放置していたということです。こういった過去のことも含めて分かった時点で処分していくのでしょうか、1点お尋ねしたいのですが、この処分の内容が軽いか重いかというのは僕らには分かりませんが、この辺についてはどういう規定に基づいて判断されているのですか。

高崎経営戦略部次長

井下委員より、処分の決定について御質問を頂きました。

先ほど島田副部長から御説明をさせていただきました、不適正な事務処理事案として戒告の処分とした案件でございますが、事業者からの申請2件に関する事務手続を怠り、うち1件は2年以上放置をしていた上に、申請書類を紛失してしまいました。

また、いろいろな事務手続をする際には、電子決裁システムを活用して事務処理を行うのですけれども、事案が終わっていないといつまでもシステム上に残ることになるんですが、それについて自ら廃案処理を行い事務手続を放棄し、このことにつきましても上司への報告や後任者への引継ぎを行わなかったということによるものでございます。

書類をなくしてしまうといったことは良くないことではあります、これまでも実際に起きてしまっております。ただ、そういった場合におきましても相手方にきちんと説明し、謝罪をし、改めて適正な事務処理を進めるべきところ、自ら廃案処理をして報告もしなかったといったところを重く受け止めまして、不適正な事務処理ということで、標準処分量定や過去の例と照らし合わせまして、懲戒処分が適当だろうということで戒告処分としたところでございます。

井下委員

信用失墜行為ということでの処分だということです。過去の例に合わせてという話がありましたけど、事業者にすれば、もしかしたら死活問題だったりする可能性が十分にあります。

そんな中で、過去の例に照らしてということなんですけど、身内に甘いのと違うかというような判断を受けないような処分をしっかりとっていただきたいなと思います。残念ながら、それが再発防止につながる可能性もございます。

それともう1点は、最近になって知ったんですけど、同じ事案で2回処分できないというのを伺いました。あとは5年で時効というか、処分の対象にならないということです。一見特殊なルールに思えますが、そちらで考えると普通なのかどうかは分かりませんが、大分前のことだったら許せるのかというようなところがあったりするみたいな、ちょっと分かりづらいルールになっている気がします。それもありますので、しっかりと処分すべきときはしっかりと処分していただきたいと思います。

それ以前に、先ほどの書類をなくすとかは誰にでも起こり得ることだと思います。その後がまずかったわけであって、その辺はもう一度再発防止に努めていていただかないといけないし、起こり得ることは起こり得るでいいんですけど、処分対象になったところをしっかりと明確にして、県民の皆さんから理解を得られるような対応をしていていただきたいなと思いますので、それをお願いしておきます。

扶川委員

私もその処分のことに関わるんですが、今年3件とおっしゃったのは、もう1件はどのような事案ですか。

高崎経営戦略部次長

本年度におきまして、農林水産部長による窃盗、置き引きで停職12月、観光政策課のイ

ベントにおける不適正な事務処理で戒告、それからこの度報告させていただきました、河川整備課の承認申請における不適正な事務処理で戒告、以上の3件でございます。

扶川委員

今日主にお尋ねするのは、県が虚偽有印公文書作成及び行使によって職員を告発して、県警が2月1日に書類送検していた問題、これも含まれるわけですね。

先に県警に確認しましたが、嚴重処分つまり起訴すべきだという意見を付けて送検され、知事もこれに対して重く受け止めるというコメントをされているのです。

また、私が住民監査請求を出しておりました、同じ人物によるラブドール購入問題については、1月30日に監査委員から職員に対して損害賠償請求するよう勧告していただきました。井下委員に大変お世話になりました。感謝しています。

しかも、監査委員からは、ラブドール購入だけではなく、ラブドールの展示が行われた阿波おどり空港における阿波藍魅力発信事業全体に関しても、この職員が県契約事務規則に背いて、入札ではなく随意契約としたり、業者に項目や金額を指示して見積書を作らせたり、契約を締結する前に事業を開始するなど、不適正な会計処理を行っていたということが指摘されております。

先ほども井下委員からありましたけど、一事不再議という考え方によって、前の知事から出した戒告処分を同じ案件については変えることができないとしても、ラブドール問題とか、また、監査の中で明らかになった阿波おどり空港での阿波藍魅力発信事業における不適正な会計処理は、さきに県が告発した問題とは別な話でありますから、これについても知事は厳正に対処するとおっしゃっておられるわけであります。

トータルとして、この職員に対する戒告という処分は見直すべきだと私は思います。戒告は地方公務員法による行政罰ですけれども、軽過ぎると思います。

第一に県警が嚴重処分の意見を付けて職員を書類送検したこと、二つ目に監査委員からラブドール購入に関して損害を被っていると指摘されたこと、三つ目に監査の中で新たにこの職員による阿波おどり空港での阿波藍魅力発信事業全体についての不適正な会計処理を行われたことが分かったこと、この3点があります。地方検察庁により起訴されてもしなくても、当然戒告に加えて、更に厳しい懲戒処分を科すのが適当であると考えます。県の見解をお聞かせください。

高崎経営戦略部次長

扶川委員より、何点か御質問いただいております。

告発をしていた案件で、警察での捜査が終結し、徳島地検に書類送検されておりました、今後、検察官において公訴を提起するかしないかの判断が行われると認識しているところでございます。今後の動向を注視して状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、住民監査請求におきまして違法との監査結果が出たことについてでございます。

監査結果におきまして、この当該事業に係る委託契約につきまして、裁量権を逸脱し、濫用したというべきで社会通念上著しく妥当性を欠き、地方自治法及び地方財政法に違反するという結果となったところでございまして、この監査結果を重く受け止めているとこ

ろでございます。

またその中で、会計事務についても、委託契約についてのいろんな御指摘を頂いたところでございます。去る1月31日に主管課長会議を開催いたしまして、今一度、内部統制の再確認を行い、各事業の実施についてマネジメントをしっかりと行うよう、経営戦略部長から指示をするとともに、監査結果で指摘されております、先ほど扶川委員からも御紹介がありましたように、本来入札に付すべき事案が随意契約により委託契約が締結されていないか、正規の手続を無視して契約を締結しないまま事業が開始されていないかなど、様々御指摘を頂いております点につきまして、各事業の総点検をするように併せて指示もしたところでございます。

今後、年2回春と秋に実施しておりますコンプライアンス推進週間におきましても、全員がeラーニング研修をする中で、内部統制が機能不全であったと言わざるを得ないと御指摘されたことも踏まえまして、研修の内容を充実させるとともに、新たに担当者向けに内部統制及びリスク評価シートの活用に関する説明会の実施を検討しているところでございます。

また、契約会計実務研修でありましたり、会計事務の再チェック研修について、研修当日の参加に加えて、同じ内容がいつでも受講ができるオンデマンド研修の実施が可能となるように進めているところでございます。

日頃の業務を進める中で注意して事務を実施することはもちろんでございますが、発生をしてしまったミスにつきましても、原因を分析し、効果的な対応策を検討する必要があると考えておりまして、効果的な予防や再発防止策を講じ、適正な財務事務が執行されるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

監査結果を重く受け止めているところでございますので、今後、違法と示されたことに対する対応につきましては、まずは、具体的な損害賠償の割合につきまして検討を進めるなど、いろんな事案につきまして、状況に応じて適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

扶川委員

内部統制については、次に具体的にお聞きしようと思っていたのですが、先にお答えいただいたので、それはそれで結構です。

今、正に内部統制を強化する必要があるというのが監査の指摘でございます。

その知事部局全体の内部統制を所管する部署というのは人事課なのですか。今、県の内部統制に関する方針に明記されていないので教えていただきたいと思います。

眞貝委員長

扶川委員、これ緊急を要しますか。緊急を要する案件にならないと思うのですが。

扶川委員

この内部統制に一つ提案があるので、それについて答えていただきたい。

高崎経営戦略部次長

内部統制制度について、扶川委員より御質問を頂きました。

令和2年度より財務に関する事務を対象に導入しているところでございます。業務の効率的かつ効果的な執行や財務報告書の信頼性の確保、また業務に関わる法令等の遵守、資産の保全という主に四つの目的が達成されると言われているところでございます。

全庁的な制度運用を担うのは推進部局としては人事課が担っているところでございます。また、整備、運用状況の強化については監察評価課で担うという推進体制を構築しているところでございます。

扶川委員

説明資料にあったように、新年度は内部統制を強化していくとの強い方針をうたわれていますけど、今、不祥事として挙げられる中に、文書の偽造であったり、不適切な会計処理が幾つも入っているわけです。これを総点検するとお答えいただいたので、これもお願いしようと思っていたんで、すばらしいと思うのですが、膨大な県の事務文書ですから、そのときそのときに総点検するだけではなかなか追いきません。モグラたたきみたいにやるのだけでなく、先ほど監察評価課が担当しているとおっしゃいましたが、例えば日常的に抜き打ち検査をして、不適切な処理が行われていないか、監査をしていくという仕組みを作らないと、時間がたつとまた同じようなことが起こりかねない。そのことを私はすごく思いますので、今後検討していただけないでしょうか。

高崎経営戦略部次長

ただいま扶川委員より、内部統制の制度運用について抜き打ち検査をしてはどうかと御提案いただいたところでございます。

令和2年度に制度を導入いたしました。制度導入前より研修会を実施するなど制度の周知を図ってきたところでございます。せっかくある制度でございまして、全ての職員がこの制度を深く理解して、内部統制を身近なものとして捉えて、リスク評価シート、これは事前に想定されるミス、これまで実際に起きてしまったミス、定期監査の中で指摘されたミス、そういったものとその対応策を一覧化したリスク評価シートを作成しているところでございます。これがしっかりと有効に活用される取組が、今後ますます必要になっていると考えているところでございます。

このため、先ほども説明させていただきましたように、eラーニング研修の充実、説明会といったものを新たに開催したいと思っております。

まず、せっかくのこの制度を職員一人一人が深く理解をして、十分に活用していくような取組を進めてまいりたいと考えております。

扶川委員

職員の意識改革は当然ですが、それだけに任せていたのでいいのか。井下委員さんも指摘されたように1件ではないではないですか。今年度、散々不祥事が出てきている。こういうことが令和2年度にこの制度が運用始まって以降もこうなっているわけですから、今の仕組みでは不十分だということです。だから、例えばさっきの文書の偽造だって、観光政策課だけの本当に特殊な問題だと言い切れるかどうか、私は疑問です。もっとしっか

り、絶対そうではないのだというところまでやり切るのが、県民の信頼回復を図る非常に大事なポイントだと思うのです。

これまでのような対策の延長では駄目です。思い切った取組の強化のために抜き打ち検査のような仕組みを取り入れていただきたいということを申し上げて終わります。

沢本委員

御説明がありました自動車税種別割の課税誤りについて質問いたしたいと思います。

この件は、令和元年度に行われました徳島県税条例の改正において、ロータリー・エンジン車の自動車税種別割について、車検証の総排気量に1.5を乗じた数値を総排気量とみなすみなし規定という文言が示されることなく課税がされていたということが問題であったと解釈しております。その原因がどこにあったとお考えでしょうか。

福田税務課長

ただいま沢本委員より、自動車税種別割の課税誤りについて御質問を頂きました。

自動車税は、平成31年度の税制改正におきまして大幅な見直しがありました。

従来の自動車税が自動車税種別割に名称変更されたほか、令和元年10月1日以降に初回新規登録されていた自家用乗用車は税率が引き下げられました。一例を申し上げますと、1,500ccから2,000ccまでが年額3万9,500円だったのが、年額3万6,000円に引き下げられたところがございます。

一方、令和元年9月30日までに初回新規登録されていた自家用乗用車につきましては従来の税額、先ほどの例で申し上げますと、年額3万9,500円が引き続き適用されることとなりました。それで、各都道府県はこの法改正に基づきまして、税条例の改正を行ったところがございます。

課税誤りがありましたロータリー・エンジン車でございますが、ロータリー・エンジン車の税率は、車検証の総排気量に1.5を乗じた数値を課税上の総排気量とするみなし規定がございます。平成31年度税制改正で県税条例を改正する際、令和元年9月30日までに初回新規登録されていたロータリー・エンジンの自家用乗用車につきまして、このみなし規定が盛り込まれておりませんでした。

条例改正当時、条例の構成上、令和元年10月1日以降に初回新規登録されていたロータリー・エンジン車にみなし規定を盛り込んでいることから、同様に令和元年9月30日までに初回新規登録されていたロータリー・エンジンの自家用乗用車にもこのみなし規定が及ぶと解釈したためでございます。

沢本委員

今回の事案の原因が法改正の解釈によるものだという事です。

昨年12月に他県での事案の発覚で今回の本県での対応になったということでもございました。他県での事案の発覚がなかったら、この対応に至っていなかったのかなということも考えるわけです。お金に関わることですので、特に根拠法令の十分な理解と緊張感を持った対応をお願いするところです。

今後の対応ということで、説明資料の中にありますが、早急に対象者に対しまして謝罪

文と減額通知書を送付し、還付手続を行う。令和6年度以降の課税の適正化に向け、今議会に条例改正案を追加提案できるよう鋭意作業を進めると示していただいておりますが、この具体的な内容について教えていただけますでしょうか。

福田税務課長

沢本委員より、今後の対応について御質問を頂きました。

まず、対象者に対しまして謝罪文と対象車両、年度、還付する額などを記載した減額通知書を早急にお送りし、準備が整い次第、還付手続を行う予定にしております。

1年分の還付額でございますが、一例を申し上げますと、みなし規定ありで1.5倍した場合の誤った税額が年額3万9,500円です。みなし規定なしで1.5倍しない場合は年額が3万4,500円ございまして、1年分の還付額は5,000円となります。

条例改正ですけれども、令和6年度から適正な課税とするため、附則にロータリー・エンジン車の税率は車検証の総排気量に1.5を乗じた数値を総排気量とみなす、みなし規定の追加を検討しております。

沢本委員

この還付の手続ですけれども、どのように手続を行うのか。県税局に出向かなければいけないのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

福田税務課長

沢本委員より、還付について御質問を頂きました。

還付につきましては、お近くの県の指定金融機関であります阿波銀行本支店に持ち込めば還付額が受け取れる送金通知書をお送りする予定にしております。

お近くに阿波銀行がなく、また平日阿波銀行に行けない方に対しては、御希望の銀行口座へ振り込むことも可能にしたいと考えております。

沢本委員

今回は、この件についてお伺いしましたが、先日、南部総合県民局阿南庁舎でも同姓同名の別人の預金を誤って、県税の差押えを行ったという報道があったかと思うのです。それも自動車税だったかと思えます。税の関係でミスが相次いでおりますが、こういったミスをどのようになくしていくのか、このあたりを教えてくださいませんか。

福田税務課長

沢本委員より、今回の条例改正のミスと同姓同名の差押えのミスを踏まえ、どのようにミスをなくしていくのかと御質問を頂きました。

同姓同名の別人の預金を誤って差し押さえた事案につきましては、同姓同名の別人の方が自動車を購入した際に、滞納者と同一人物であると判断しまして、滞納者の住所に誤って同姓同名の別人の住所を登録してしまったためでございます。

今回の条例改正と差押えのミスにつきましても、十分なチェックができていなかったことが原因でございます。

今後同様の事案が二度と発生することがないように徹底した確認作業を行い、条例改正に当たりましては、税務課と各庁舎との担当で構成するワーキングチームで改正作業を行うとともに、先進県の情報も収集し、再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

沢本委員

税務行政は、特に県民のお金に関わることでありますのでシビアに厳正な事務手続が求められると思います。私も銀行勤務の経験がございまして、そこで教え込まれた事務手続上の大事な三原則は、正確、迅速、丁寧。まず何をおいても事務処理の上で大事なのが正確な事務処理で、この上に迅速、スピードと丁寧さというのを足していければ、相手方にとって理解が得られる事務になるのかなと思います。こうしたミスが相次いで起こりますと、やっぱり信頼関係が損なわれることになります。

繰り返しになりますけれども、法改正があった場合の理解や解釈、そのあたりには十分気を付けていただいて、その上でいろんな手続上の確認作業も十分に緊張感を持って、事務処理を行っていただきますようお願い申し上げます。

眞貝委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時36分）